

小牧市老人福祉センター敷地内におけるキッチンカー設置販売試行要領

1 目的及び事業概要

この要領は老人福祉センター利用者の利便性向上を目的とし、老人福祉センターの敷地の一部を有料でキッチンカー事業者（以下「事業者」という。）に使用させ、対面式の販売方法で飲食物を提供する取組の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 販売方法

事業者は、老人福祉センターの敷地の一部スペース（市指定の場所）を使用し、キッチンカーによる対面式の販売により飲食物を提供する。

(2) 使用場所

次の施設の敷地内の一部スペース（市指定の場所）

小牧市大字久保一色954番地1 第3老人福祉センター

(3) 使用面積

約21㎡（奥行3m×幅7m） 1台分

※上記使用面積の他にキッチンカー開店案内の看板及び旗を敷地内に3ヶ所設置可。（それぞれの場所に1つずつ設置。合計3つのみ。市指定の場所に設置する。（別図参照））

(4) 使用期間

通年

※ただし、老人福祉センターの開館日（老人福祉センターが使用場所を使用する日を除く）

(5) 使用可能日等

ア 使用可能日

老人福祉センター開館日とする。ただし、施設利用上の都合又はやむを得ない事情がある場合には使用を不可とする。

イ 使用時間

平日は午前10時00分から午後3時30分、一般開放日は午前10時00分から午後7時00分までの6時間以内とする（搬入及び搬出を含む）。ただし、施設利用上の都合又はやむを得ない事情がある場合に使用時間を変更する。

ウ 資材

出店に必要な資材等はすべて事業者にて用意すること。また、老人福祉センターの設備に毀損、汚損等を及ぼす可能性のある資材を使用する場合は、事前に地域包括ケア推進課に確認をすること。

(6) 販売に当たっての注意

ア 販売価格

社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。

イ 販売を禁止するもの

アルコール類、その他市が適当でないと認めるもの。

ウ 食中毒予防策及び感染予防策の実施

(ア) 食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケット

など、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。また、出店前の体調チェック（体温測定など）を行い、発熱等の症状がある場合は出店を控えること。

(イ) 購入者の待機列について、間隔を空けて並ぶよう案内すること。

エ 清掃等の実施

(ア) 使用場所の清掃は事業者が実施すること。

(イ) ごみ等の廃棄物については事業者がゴミ箱を設置することで回収し、処分すること。

(ウ) 出店に係る備品等の維持管理及び防犯対策は事業者の責任において実施し、市は一切の責任を負わない。

オ 電源・水道の使用について

電源である発電機については、事業者で用意すること。なお、施設敷地内の水道の利用は不可とする。

カ 使用場所の環境について（別図番号参照）

○第3老人福祉センター田島の郷

① 東から西に向けて撮影



②南側駐車場入り口



※使用場所は、通常時は利用者の一般駐車場として利用している。申請を受けた出店期間はカラーコーンを3個設置するので、そのカラーコーンを移動させ、利用すること。販売終了後はカラーコーンをもとの状態に戻すこと。

キ 使用場所で特に注意すること

風が強い場合があるため、看板等の設置物については、注意すること。また、杖等を使用している利用者がコード等による転倒をしないよう配慮すること。状況に応じて事業者の判断で、看板等の設置を行わない等、安全管理を行うこと。看板等が吹き飛ばされ、市所有物の破損や施設利用者等にけがを負わせた場合は、事業者の責任と負担において対処すること。また、事故が発生した場合は、地域包括ケア推進課にも報告すること。

ク その他

(ア) 使用場所及び周辺の整理整頓と清潔の保持に努めること。

(イ) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。

(ウ) 施設利用者の往来の妨げにならないよう、十分配慮すること。ベンチ・机・パラソル等の設置は認めない。旗・看板は、安全管理を徹底して設置すること。

- (エ) 過度な客引き等を行わないこと。
- (オ) 政治的又は宗教的な勧誘とみなされる行為を行わないこと。
- (カ) 老人福祉センターの設備の使用、貸与等は認めない。
- (キ) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (ク) 使用時間を厳守し、終了後は、事業者の負担において使用場所を原状に回復すること。
- (ケ) 使用場所を市が使用する必要が生じた場合や災害等の理由により、使用許可の取消又は変更をした場合において、それにより発生した損害に対する補償は行わない。
- (コ) 使用場所での事故防止は事業者の責任のもと策を講じること。
- (サ) 出店により発生した問題については、事業者の責任と負担において対処すること。
- (シ) 出店に際してのキッチンカー以外の車両の駐車については、希望に応じて1台分のみ駐車場の利用を認める。なお、駐車場所は市指定の場所とする。
- (ス) 市が指定した場所に事業者が持参した啓発看板又は旗を設置することができる。但し、倒れないようにウエイトを設置する等安全管理を徹底すること。

3 事業者の資格

出店を予定する内容に係る事業を現に営んでいる事業者で次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) キッチンカー（自動車に施設を設け、車内で調理、加工及び販売する形態）であること。
- (2) 食品営業許可証（自動車による営業に限る）等、実施に当たり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営又は運営に関与していないこと。

4 手続きについて

(1) 申し込み方法

以下のアからキまでの書面を窓口、郵送又はメールにて出店の1ヶ月前までに提出すること。なお、出店までに提出書類に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出すること。

※トラブルを回避するため書類を提出する前に、事前に出店スペースの確認を行うこと。

出店スペースの確認は、自由に行って構わないが、立ち合いを希望する場合は、確認日の前日までに使用する老人福祉センターへ電話連絡すること。

ア 行政財産目的外使用許可申請書

イ 実施に当たり、法令により必要となる許可、資格等の証明書の写し

ウ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

エ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し

オ 車検証（キッチンカー）の写し

カ 販売車（キッチンカーの開店状態）がわかる写真画像

※ 写真画像に、開店時の最大幅・最大長・最大高を記入すること。

※ ナンバープレートが確認できる写真とすること。

キ 店舗名、主なメニュー、価格が記載された啓発用のチラシ

（A4サイズ1枚にまとめること。施設に設置して啓発する。商品の予約販売が可能な場合は、予約方法等を記入。）

※出店希望日が、各種証明書等の有効期限内であることを確認すること。申込時点で、出店希望日が各種証明書の有効期限内でない場合は、更新中もしくは、申込中であることが分かるものを添付して申請すること。有効期限内の各種証明書を取得した後、速やかに写しを提出すること。またその旨を、別紙のその他に記載すること。

(2) 提出先

ア 窓口、郵送

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地 地域包括ケア推進課（本庁舎1階）

イ メールアドレス 地域包括ケア推進課 hokatsucare@city.komaki.lg.jp

メールで申請する場合は、「キッチンカー申込【店舗名】」とタイトルに入れること。

1件のメールで受信できる容量は、本文、添付ファイル等併せて10メガバイトです。

10メガバイトを超えるものは、メールを分けて送信ください。

申込翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）の17時15分までに受領確認メールを地域包括ケア推進課より送信する。受領確認メールが届かない場合は、必ず電話で問い合わせること。

(4) その他

ア 提出された書類の返却には応じない。

イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

ウ 必要に応じて、追加書類等の提出を求める場合がある。

5 出店許可の決定

(1) 出店許可については、市内事業者を優先とする。ただし、出店機会を広く提供する観点及び販売種類の多様化による利便性向上の観点から必要な範囲で調整を行う。

(2) 出店許可の決定は、申請書に記載された住所に行政財産目的外使用許可書を郵送することで行う。

6 使用料等

(1) 徴収額

出店に係る費用は以下のとおりとする。

・行政財産目的外使用料

ア 小牧市内事業者

1,000円/日（税込）

イ 小牧市外事業者

2,000円/日（税込）

(2) 支払方法

小牧市地域包括ケア推進課より使用料等の納付書を郵送するので、支払い期限（出店日前日）までに指定金融機関で支払いをすること。

7 出店中止等

強風等の悪天候により事故の恐れがあると認められる場合及び感染症流行状況等により当事業の実施が不適切であると考えられる場合、出店の中止を命ずる。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、市からの補償は一切行わない。支払済の行政財産目的外使用料については、本人からのキャンセル及び市からの中止命令であっても理由を問わず返金しない。事業者の都合によるキャンセルは、営業開始時間前までに申し出ること。その場合は、行政財産目的外使用料は徴収しない。

8 売り上げ報告・アンケートの提出

販売日ごとの売上げ報告書を必ず提出すること。

随時行うアンケートを必ず提出すること。

9 その他

(1) 出店許可決定後又は出店中に、施設利用者等との間で看過できない問題等が生じ、市が出店を認められないと判断した場合には、許可の決定を取り消す。

(2) 出店する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することを禁ずる。

10 問い合わせ先

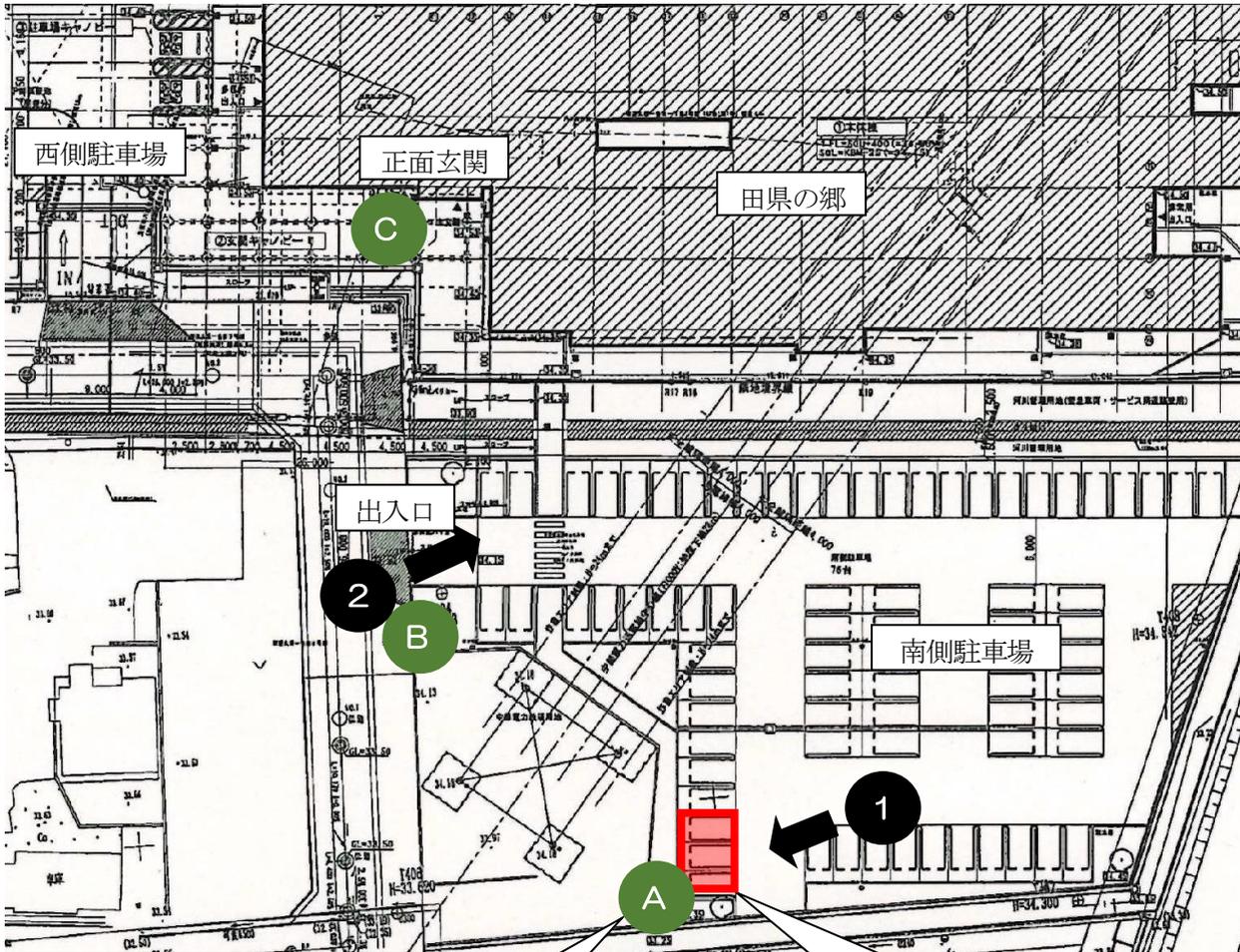
地域包括ケア推進課 長寿福祉係 電話：(0568) 76-1193 (直通)

e-mail：hokatsucare@city.komaki.lg.jp

附 則

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

○小牧市第3老人福祉センター田県の郷



A~C

事業者の希望によりPRのため
看板又は旗を設置することができる。

※必ず転倒防止等の安全管理措置
を行うこと。風が強い日は設
置しない等の措置をとること。

約 21 m²
(奥行 3m × 幅 7m) 1 台分